新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 66 号
令和３年８月27日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　　示
979　液化石油ガス販売事業者の認定（消防課）
980　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
981　特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
982　種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
983　保安林の指定解除予定（治山課）
984　土地改良事業計画の変更認可（農地計画課）
985　県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
986　換地計画の縦覧（農地整備課）
987　換地計画の縦覧（農地整備課）
988　電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課）
公　　告
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（地域産業振興課）
大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
病院局公告
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
正　　誤
令和３年８月17日付け県報第63号告示第956号中（農地計画課）

告　　示

◎新潟県告示第979号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の６第１項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　認定された者の氏名又は名称及び住所
株式会社ケンベイミユキ
十日町市高田町六丁目730番地

２　認定年月日
令和３年８月19日

３　保安確保機器の設置及び管理の方法
　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第46条第１号

◎新潟県告示第980号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第１項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援Ｂ型	オリーブの樹	村上市大町１番16号	合同会社リリック	令和３年８月１日
就労継続支援Ｂ型	障害福祉サービス事業所ファンフューチャー	加茂市駅前４－18	一般社団法人ピース・オブ・マインド	令和３年８月１日

◎新潟県告示第981号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定により、出雲崎町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　検査の対象となる特定計量器
　計量法施行令（平成５年政令第329号）第10条第１項第１号に規定する特定計量器

２　定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
９月27日（月）	午前10時から正午まで 午後１時から３時30分まで	出雲崎町役場裏車庫	出雲崎町全域
９月28日（火）		出雲崎町海岸公民館	
９月29日から令和４年３月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日から同月31日まで及び令和４年１月３日を除く。	午前９時30分から正午まで 午後１時から３時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第39条第１項に規定する特定計量器

３　実施機関
　新潟県指定定期検査機関　一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第982号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第８条第１項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
11487927569	日奈百合	黒毛和種	１級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合
32015010001	ハーミテージ　ロンス　ヤマダＢＦ　３　399－04	ランドレース種	２級	中魚沼郡津南町 山田　芳男
31915010003	ボルダー　ヴァンダイク　ヤマダＢＦ　２　379－06	デュロック種	２級	中魚沼郡津南町 山田　芳男
32015010004	コーペ　ファイアストーム　ヤマダＢＦ　３　396-07	デュロック種	２級	中魚沼郡津南町 山田　芳男

32115010001	ユーロン　ゾック　ヤマダＢＦ　４　032-08	大ヨークシャー種	２級	中魚沼郡津南町 株式会社山田Ｂ．Ｆ
32115010002	サキ　ロンス　ヤマダＢＦ　９　328-06	ランドレース種	２級	中魚沼郡津南町 株式会社山田Ｂ．Ｆ
32115010003	ユーロン　ゾック　ヤマダＢＦ　２　064-06	大ヨークシャー種	２級	中魚沼郡津南町 株式会社山田Ｂ．Ｆ

◎新潟県告示第983号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和３年８月27日

新潟県新潟地域振興局長

１　解除予定保安林の所在場所

新潟県新潟市北区太夫浜97の13、97の14、105の11から105の14まで、105の38から105の41まで、113の37

２　保安林として指定された目的

飛砂の防備

３　解除の理由

指定理由の消滅

◎新潟県告示第984号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第１項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和３年８月27日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
新潟市 信濃川下流土地改良区連合	信濃川下流土地改良区連合	維持管理	変更	令和３年８月20日	第48条

◎新潟県告示第985号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第１項の規定により、阿賀野市の一部を受益地域とする県営堀耕東地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

２　縦覧に供する期間

令和３年８月30日から令和３年９月28日まで

３　縦覧に供する場所

阿賀野市役所

４　その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア　この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ　また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

ウ　ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第986号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理・農業用用排水施設整備・農業用道路整備（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和３年８月30 日から令和３年９月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	水野下牧	換地計画書の写し	上越市役所及び柿崎区総合事務所

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第987号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」)事業に係る換地計画を定めたので、令和３年８月30日から令和３年９月28日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	五十公野	換地計画書の写し	新発田市役所地域整備庁舎

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第988号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

路線名	区間	左右の別	延長（メートル）
県道長岡中之島見附線	長岡市千手一丁目15番から 同市柏町二丁目７番２まで	右	623
	長岡市千手一丁目47番から 同市柏町二丁目26番１まで	左	655

公　　告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第１項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年８月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　リップス旭岡26街区

所在地　長岡市旭岡１丁目86番地　外

設置者　高野不動産株式会社

２　変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ＡＯＫＩ　神奈川県横浜市都筑区葛が谷６番56号　代表取締役社長　清水彰　他３者

（変更後）株式会社ＡＯＫＩ　神奈川県横浜市都筑区葛が谷６番56号　代表取締役社長　青木彰宏　他３者

３　変更年月日

令和３年７月１日　他

４　変更の理由

小売業者の代表者及び住所の変更のため

５　届出年月日

令和３年８月19日

６　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

令和３年８月27日から令和３年12月27日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課　小規模企業支援係

電　　話　025－280－5235
Ｅメール　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和３年８月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　アクロスプラザ長岡七日町Ａ街区
所在地　長岡市七日町字川原485　外
設置者　第一リース株式会社

２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日　令和３年２月19日

３　意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課

５　縦覧期間
令和３年８月27日から令和３年９月27日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和３年８月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　アクロスプラザ長岡Ａ街区
所在地　長岡市四郎丸町字沖田146番地１　外
設置者　ＪＡ三井リース建物株式会社

２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日　令和３年２月19日

３　意見の概要
(1) 長岡市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課

５　縦覧期間
令和３年８月27日から令和３年９月27日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を

次のとおり公表する。

令和３年８月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ＣｏＣｏＬｏ長岡

所在地　長岡市城内町一丁目611番１

設置者　東日本旅客鉄道株式会社　他１者

２　届出の概要及び公告日

概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（設置者の氏名又は名称及び住所、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日　令和３年３月５日

３　意見の概要

(1) 長岡市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

５　縦覧期間

令和３年８月27日から令和３年９月27日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和３年８月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　直江津ショッピングセンタービル

所在地　上越市西本町三丁目153番13　外

設置者　頸城自動車株式会社

２　届出の概要及び公告日

概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日　令和３年３月５日

３　意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

４　縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

５　縦覧期間

令和３年８月27日から令和３年９月27日まで

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第８条第１項及び第２項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和３年８月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　妻有ショッピングセンター南館

所在地　十日町市字上島丑712番地１　外
設置者　アークランドサカモト株式会社　他４者
２　届出の概要及び公告日
概　要　大規模小売店舗立地法第６条第１項の規定による変更（設置者の代表者の氏名、小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出
公告日　令和３年３月９日
３　意見の概要
(1) 十日町市からの意見の概要
意見なし
(2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
４　縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
５　縦覧期間
令和３年８月27日から令和３年９月27日まで

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和３年８月27日
新潟県知事　花　角　英　世

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名　称　リップス旭岡26街区
所在地　長岡市旭岡１丁目86番地　外
設置者　高野不動産株式会社
２　変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア　荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）荷さばき施設Ｂ２　午前９時00分から午後９時00分
（変更後）荷さばき施設Ｂ２　午前６時00分から午後12時00分
３　変更年月日
令和３年８月18日
４　変更の理由
ウェルシア薬局株式会社の運営計画の変更のため
５　届出年月日
令和３年８月17日
６　縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
（なお、長岡市商工部産業支援課でも閲覧ができます。）
７　縦覧期間
令和３年８月27日から令和３年12月27日まで
８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課　小規模企業支援係
電　　話　025－280－5235
Ｅメ ー ル　ngt050100@pref.niigata.lg.jp

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、CAD/CAMシステム及び専用パーソナルコンピュータ（十日町総合高等学校用等）の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和３年８月27日

新潟県知事　花　角　英　世

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ア　CAD/CAMシステム及び専用パーソナルコンピュータ（十日町総合高等学校用）　一式

イ　CAD/CAMシステム及び専用パーソナルコンピュータ（小千谷西高等学校用）　一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和４年３月25日（金）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、上記(1)ア及びイの件名ごとに、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、上記(1)ア及びイの件名ごとに、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

３　入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　950－8570

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号　025－280－5490

Ｅメール　ngt190030@pref.niigata.lg.jp

(2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

(3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

令和３年９月22日（水）　午後５時

(5) 開札の日時及び場所

令和３年９月24日（金）　午後１時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

４　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則

第10号。以下「規則」という。)第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和３年９月３日（金）午後５時までに、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和３年９月14日（火）午後５時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記３(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年６月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

５ Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

１. CAD/CAM systems and personal computer for CAD (Tokamachi Sogo High School) [1] Unit

２. CAD/CAM systems and personal computer for CAD (Ojiya Nishi High School) [1] Unit

(2) Deadline for bid participant applications:

５:00P.M. (Tue.) September 14, 2021

(3) Date of bid opening:

１:30P.M. (Fri.) September 24, 2021

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950－8570
TEL: 025－280－5490
E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、新潟県県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和３年８月27日

新潟県立妙高病院長　岸本　秀文

１ 入札に付する物件（以下「物件」という。)及び入札の日時等

売却物件一覧表のとおりとする。

２　入札参加資格

地方自治法施行令第167条の４及び新潟県暴力団排除条例第６条に該当する者は入札に参加できない。

３　所有権移転等

譲渡代金の完納及び妙高温泉土地株式会社（以下「温泉組合」という。)への名義変更手数料の完納の後、温泉組合が名義変更手続を行い、翌月初日に所有権が移転する。

４　契約に関する注意事項

(1) 温泉供給区域に土地を所有ないしは賃借しない場合は、入札に参加できない。

(2) 譲渡代金のほかに、温泉組合に対して１口につき名義変更手数料 1,500,000 円（税別）の支払が必要である。

(3) 温泉供給を希望する土地の場所によっては、温泉組合に対して、敷地面積に応じて施設協力費の支払いが必要となる場合がある。

(4) 貸温泉使用権者には、温泉組合に対して、毎月、温泉使用料（１口17,000円(税別)）支払の義務が発生する。

(5) 温泉供給にあたり管工事が必要な場合、費用は貸温泉使用権者が負担する。

５　その他

(1) 入札保証金

現金又は預金小切手をもって、入札金額の100分の５以上の金額

(2) 契約保証金

現金又は預金小切手をもって、契約金額の100分の10以上の金額

(3) 落札者がいなかった物件について、県の定めた予定価格以上であれば、先着順に契約が可能である。

令和３年11月１日（月）まで申込みを受け付ける。

※　都合により、期間途中で中止する場合がある。

(4) 入札、契約書、物件の詳細については､「一般競争入札による県有財産（貸温泉使用権）の売払い物件案内（入札案内)」(以下「物件案内」という。)による。

ア　物件案内の配布期間

令和３年８月27日（金）から令和３年９月17日（金）まで（新潟県の休日を定める条例第１条に定める日を除く日の午前９時から午後５時までの間）

イ　物件案内の配布場所

新潟県立妙高病院経営課

(5) 問い合わせ先

新潟県立妙高病院　経営課

電話：0255－86－2003

売却物件一覧表

物件番号	件名	数量	最低売却価格（円）	現地確認	入札		摘要
					会場	日時	
1	新潟県妙高市 妙高温泉 貸温泉使用権	4	１口につき 3,500,000	入札日の７日前までに、妙高温泉土地株式会社との協議を行うこと	妙高市大字田口147番地１ 新潟県立妙高病院会議室	令和３年10月１日（金） 午後３時00分から	

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、血圧脈波検査装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和３年８月27日

新潟県立リウマチセンター院長　石川　肇

１　入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

血圧脈波検査装置　１式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和４年３月25日（金）

(4) 納入場所

新潟県立リウマチセンター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札等参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第６条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

３　入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号　957－0054

新潟県新発田市本町１丁目２番８号

新潟県立リウマチセンター経営課

電話番号　0254－23－7751　内線2521

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記３(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和３年９月６日（月）午後５時00分

４　入札、開札の日時及び場所

令和３年９月10日（金）午前11時00分

新潟県立リウマチセンター　２階　会議室

５　その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第５号。以下「規程」という。）第186条第３項第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立リウマチセンターの交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記３(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア　契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ　詳細は入札説明書による。

正　　誤

令和３年８月17日付け新潟県告示第956号（土地改良区役員の退任届）中

ページ	行	誤	正
1	19	理事　糸魚川市大和川656番地 岩﨑　源一	監事　糸魚川市大和川656番地 岩﨑　源一